⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① Have Grade A on "offer of services etc" in Kanto-Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders (Single Qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018;

② Not being suspended from transactions by the request of JKA;

③ Not being petitioned for commencement of rehabilitation proceedings based on the Civil Rehabilitation Act (Act No. 225 of 1999), and petitioned for reorganization proceedings based on the Corporate Rehabilitation Act (Act No.154 of 2002);

④ Be a person who took a grant of tender documents.

⑺ Time-limit for submission of verification documents: 12:00, August 20, 2018

⑻ Contact point for the notice: Nishiue, Sato, Department of general affairs, JKA 1—2—70 Konan, Minato-ku, Tokyo 108—8206, Japan TEL 03—4226—3504 E-mail: nyuusatsu@keirin-autorace.or.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月2日

支出負担行為担当官

東京航空局長　山口　一朗

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空建第30号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事件名　東京国際空港新貴賓室新築工事

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港内

⑷　工事内容等

施設名称　東京国際空港新貴賓室

建物規模　構　造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造／地上１階、地下１階建

建築面積：2,520.61㎡／延べ

面　積：1,750.51㎡

施設名称　制限区域内化粧室

建物規模　構　造：鉄筋コンクリート造／平屋建

建築面積：34.68㎡／延べ

面　積：20.16㎡

施設名称　制限区域外化粧室

建物規模　構　造：鉄筋コンクリート造／平屋建

建築面積：90.00㎡／延べ

面　積：78.75㎡

工事内容　新築工事　一式

外構工事　一式

建築付帯電気設備工事　一式

建築付帯機械設備工事　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年６月30日まで

⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。

⑺　総合評価落札方式による実施　本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ）により実施する。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　契約後ＶＥ方式による実施　本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　建設リサイクル法対象工事　本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　入札時積算数量書活用方式の適用　本案件は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑾　週休２日促進工事　本案件は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。（詳細は、現場説明書による。）

2　競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は当該条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体による参加を認めるものとするが、特定建設工事共同企業体により参加を希望する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年７月２日付東空契第83号公示）に示すところにより東京航空局長から認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東京航空局における「建築工事業」に係る平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続きの申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、1,200点以上であること（なお、特定ＪＶにより参加を希望する場合、代表者に係る点数が1,200点以上、代表者以外の構成員に係る点数が1,000点以上であること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成28年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。

⑹　入札を参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　次に掲げる施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

①　単体又は特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者にあっては、平成15年４月１日以降に、元請として完成・引き渡しが完了した、「施工実績１」を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る）。なお、当該実績が国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【施工実績１】

構　造：鉄骨造

工事種別：建築物の新築（躯体・外装・内装を含む建築一式工事）

工事規模：延べ面積1,750㎡以上

建物用途：美術館、博物館又はこれに準ずる施設

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に、元請として完成・引き渡しが完了した、「施工実績２」を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）なお、当該実績が国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【施工実績２】

構　造：鉄骨造

工事種別：建築物の新築（躯体・外装・内装を含む建築一式工事）

工事規模：延べ面積1,400㎡以上

建物用途：ＶＩＰ施設を含む建築物もしくは美術館、博物館又は劇場

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置されなければいけない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

①　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員に」あっては、１①に掲げる「施工実績１」の経験を有する者であること。